

平安時代における字書の研究

鈴木裕也

辞書を編纂することには多大な労力を必要とするため、辞書編者には辞書を編纂する動機や目的があったと考えられる。その動機や目的を考えるためには、辞書編者が編纂に際して行った創意工夫を明らかにする必要があると考えられる。しかしながら、現存する古辞書の諸本は、必ずしも編者が編纂した本（祖本）であるとは限らない。辞書編者が行った創意工夫を明らかにする前に、辞書の祖本の様相を明らかにしなければならない。

本論文の目的は、まず辞書祖本の様相を推定した上で、辞書編者が編纂に際してどのような創意工夫を施したかを明らかにすることである。平安時代の字書（部首分類体の辞書）である『新撰字鏡』と『類聚名義抄』を対象に、諸本間の本文異同を調べて、諸本の先後関係（系統関係）を考える。その後、典拠からの継承・改変・増補の仕方を調べて、辞書編者の創意工夫を考える。

平安時代の字書は、基本的に漢文を読む目的で編纂されたと考えられる。平安時代は本邦辞書の萌芽期にあたり、字書編纂の典拠には、主に中国の辞書類を用いなければならなかった。しかしながら字書編者にとっては、中国の辞書に足りないものがあつたために、本邦の字書を作成するに至つたと考えられる。本論文では、中国の辞書を日本化した字書編者の創意工夫に迫りたいと考え、平安時代の字書を取り上げる。

本論文は二部構成とし、第一部では『新撰字鏡』について、第二部では『類聚名義抄』について考察する。

昌住撰『新撰字鏡』（十二巻）は、平安時代昌泰年間（898～901年）に編纂された現存最古の漢和辞書として知られる。『新撰字鏡』は、現存最古の写本である天治本と、和訓のある項目のみを抜き出した抄録本に大別され、両者は祖本が異なるとされる。

『類聚名義抄』は、平安時代末期に編纂された漢和辞書である。『類聚名義抄』は、原撰本（図書寮本、1100年頃成立）と、改編本（観智院本、高山寺本、蓮成院本など、12世紀後半成立）に大別され、原撰本をもとに改編本が成立したと考えられている。すなわち、改編本の典拠の一つが原撰本である。

『新撰字鏡』は諸本系統を考える際、抄録本が和訓のある項目を抜き出したものであるため、和訓（仮名）に着目する必要がある。まずは『新撰字鏡』の仮名がどの程度編者の用字を残すのかを検討して（第一部第一章）、天治本と抄録本祖本間の先後関係を考察する（第一部第二章）。その後、編者の創意工夫の一つと見られる用字の使い分けに言及する（第一部第一章補節）。

『類聚名義抄』は原撰本と改編本を比較し、典拠の特定が比較的容易な日本漢字音（漢音、呉音、和音）の継承と増補の仕方から、諸本系統や編者の創意工夫を考察する。原撰本から

改編本へ改編されるにあたって、和音注の継承と増補の様相から改編本諸本（観智院本、高山寺本、蓮成院本）間の先後関係を考察し（第二部第一章）、呉音注の継承の様相から改編本共通祖本の様相を推定する（第二部第二章）。その後、漢音注（反切注、同音字注）の形式の選択から、編者の漢字音に対する考え方と辞書編纂に対する創意工夫を考察する（第二部第三章）。

第一部 『新撰字鏡』の研究

第一章「仮名の特徴」では、『新撰字鏡』で大部分の和訓と一部の音注に用いられる万葉仮名の用字を考察し、現存する『新撰字鏡』では、編者である昌住の用字をどの程度留めているかということについて明らかにすることを目的とする。

はじめに、天治本における和訓の万葉仮名を出現頻度ごとにまとめ、音節ごとに頻用される字母があることを示す。それらの頻用字母は、編者による仮名字母の改変を反映するものであり、稀に現れる字母は、典拠の用字が継承されたと考えられる。

次に、天治本における仮名音注の仮名を出現頻度ごとにまとめ、頻用される字母の多くが、和訓の頻用字母と共通することを明らかにする。和訓と仮名音注は典拠が異なると考えられるため、両者の頻用字母のほとんどが一致することは、編者が仮名字母を音節ごと一種類に統一しようとしたためであると考えられる。

また、上代特殊仮名遣「コ」の甲類と乙類の区別、ア行の「エ」とヤ行の「エ（江）」の区別が、『新撰字鏡』成立当時まで保たれていたことに着目する。天治本と抄録本の間で、「コ」の甲類と乙類、ア行とヤ行の「エ」にまたがる異同が、誤写と考えられる数例を除いて存しないことを示す。このことから、『新撰字鏡』成立以後の後人が字母を改変したことは考えがたく、『新撰字鏡』の万葉仮名は、『新撰字鏡』成立当時まで遡ると結論づける。

補節では、『新撰字鏡』に、和訓のはじめに用いられやすい字母、和訓のはじめに用いることを避ける字母があり、漢文注と和訓注を弁別しやすくする編者の配慮がなされた字母であると考えられることを指摘する。

第二章「天治本と抄録本祖本の先後関係」では、天治本と抄録本間の仮名の異同に着目し、天治本と抄録本祖本の先後関係を明らかにすることを目的とする。

はじめに、天治本と抄録本間の仮名字母の異同（例えば「ア」における阿と安の異同）を検討する。出現が稀な字母（典拠の用字）から頻用される字母（編者の用字）に改変されたと考えられることから、出現が稀な字母を多く残す天治本の方が、抄録本よりも古い表記を残すと考えられる。

次に、天治本と抄録本間の正訓と仮名の異同を検討する。基本的に正訓表記（典拠の表記）から仮名表記（編者の用字）に改変されたと考えられることから、正訓表記を多く残す天治本の方が、抄録本よりも古い表記を残すと考えられる。

また、編者による仮名の改変に関して、巻ごとの仮名使用の差異を検討する。天治本の巻

二と巻十二で、特に頻用される仮名への改変が多いことを指摘する。

したがって天治本は、抄録本よりも稀に現れる字母が多いこと、抄録本よりも正訓表記が多いことから、天治本が抄録本よりも古い表記を多く残していると考えられる。また、天治本は、巻二、十二（A群）と巻四～八、十（B群）に大別され、A群はB群よりも仮名の改変が多く、新しい表記が多いと考えられる。

第二部 『類聚名義抄』の研究

第一章「和音注の継承と増補について」では、呉音と和音が共に呉音系字音を表すために同一と考えられる一方で、改編本『類聚名義抄』に呉音注と和音注が併存することを受けて、改編本『類聚名義抄』の編者が呉音と和音を同一と考えていたのかを明らかにすることを目的とする。原撰本の出典表示と先行研究によれば、『類聚名義抄』の呉音注は藤原公任撰『大般若経字抄』を、和音注は主に真興撰『大般若経音訓』を引用する。

はじめに、原撰本と改編本の間で呉音注と和音注を比較する。原撰本で一つの被注字に呉音注と和音注の両者が載る例は、改編本で呉音注のみ、又は和音注のみと音注を一方へ統合し、表示を一方に限定する傾向があることを指摘する。このことは、改編本編者が呉音と和音を同一のものとして見ていたことを示すと考えられる。

次に、観智院本、高山寺本、蓮成院本の改編本諸本間で呉音注と和音注を比較し、高山寺本に和音注が少ないこと、高山寺本の和音注は「和音」表示が見られず「音」表示であることの二点に着目して考察する。「高山寺本に存せず観智院本又は蓮成院本に存する和音注」と「高山寺本に存する和音注」の性格が似ていることを指摘する。このことから、「高山寺本に存せず観智院本又は蓮成院本に存する和音注」は、観智院本・蓮成院本が増補した和音注と考えられ、高山寺本の形態が改編本共通祖本に近い古態であると考えられる。

最後に、改編本諸本間で和音注の数を比較し、高山寺本—蓮成院本—観智院本の系統が窺えることを示す。『類聚名義抄』は、原撰本から改編本共通祖本（高山寺本に近い）、蓮成院本祖本、観智院本祖本へと和音注を継承し、さらに和音注の増補を行ったと考えられる。以上の結論を踏まえて、和音注から見た改編本の諸本系統図を示す。

【和音の出典】真興撰『大般若経音訓』の傍書片仮名音注など

↓和音の引用

【原撰本】「真云」注、「行円云」注

↓和音の取捨・増補

【改編本共通祖本】「音」注（高山寺本に形態に近い）

↓和音の増補

【（現存する）改編本】「和音」注 蓮成院本→観智院本（最も和音注が多い）

第二章「呉音注と改編本共通祖本」では、改編本『類聚名義抄』の共通祖本（最もはじめの改編本）の様相を推定することを目的とし、その推定のために、改編本の呉音注（「呉音」

表示の音注)を検討する。改編本の呉音注は、現存する改編本諸本間での異同が少ないことから、改編本共通祖本の呉音注を忠実に継承してきたと考えられるためである。

原撰本と改編本の呉音注は、藤原公任撰『大般若経字抄』(石山寺本のみが現存)の音注を典拠とする。はじめに、石山寺本『大般若経字抄』の音注と原撰本の呉音注、改編本の呉音注を比較し、『大般若経字抄』の音注がどのように『類聚名義抄』(原撰本・改編本)へと継承されているかを考察する。また、現存する改編本では、漢音注(「音」表示の音注)や和音注(「和音」表示の音注)の同音字注にも『大般若経字抄』の音注の影響が見られることを指摘する。

次に、改編本で呉音注を継承する割合の低い部首(人部、行部、口部、目部)が、改編本共通祖本で初期に編纂されたと考えられることを述べる。また、改編本全体で見たとき呉音注の性格が一貫していること(『大般若経字抄』から呉音注を継承する割合が改編本全体を通してほぼ一定の割合であること)を示し、改編本共通祖本の編者が一人の人物であり、改編本共通祖本の本文は一元的であると考えられることを推定する。このように、改編本全体、改編本諸本間の共通性に注目することによって、改編本共通祖本の様相に近づくことができる。

第三章「漢音注の選択」では、『類聚名義抄』における漢音注の主要な表示形式として、なぜ反切注(AB反の形式)と同音字注(音Cの形式)が併存するのかを明らかにすることを目的とする。『類聚名義抄』編者は、漢音注を表すために反切注と同音字注を併用する。反切注は中国典籍に由来する音注のため権威があり、原則としてどのような字であっても正確に音を表すことができる。それに対して、同音字注は日本人が作成することもできる音注で、日本人にとって反切注よりも分かりやすい音注であったと考えられるが、正確な同音字注を付すことのできない場合がある。

はじめに、原撰本の漢音注で「反切注を付す場合」と「同音字注を付す場合」の傾向を、中古音(音韻地位)の枠組みと比較して考察する。原撰本では濁音、接近音の声母に同音字注が付されやすく、鼻音、そり舌音、有気音の声母に反切注が付されやすい。このように原撰本の編者は、主に声母(頭子音)によって、反切注と同音字注を使い分けていると考えられる。同音字注が付されやすい声母・韻母は辞書編者にとって分かりやすい音(特別な配慮が必要ない音)であり、反切注が付されやすい声母・韻母は辞書編者にとって正確に表したい音(特別な配慮が必要な音)であったと考えられ、原撰本では、同音字注と反切注の二形式を場合によって使い分けて、漢音注を表している。

次に、原撰本の漢音注で「反切注と同音字注の両者を付す場合」を取り上げて検討する。典拠から音注を付す際に、同音字注・反切注ともに、被注字と注字で音が一致しないことがあるため、編者が別音と考え、両形式を用いて漢音注を付したことが、「反切注と同音字注の両者を付す」ことの原因の一つになっていると考えられる。

最後に、原撰本と改編本の漢音注を対照させて、「原撰本で反切注を付し、改編本で同音

字注を付す場合」、「原撰本で同音字注を付し、改編本で反切注を付す場合」について考察する。前者は後者よりも四倍以上多く用例が見られ、改編本の編者は反切注よりも分かりやすい同音字注を選択する方針であったと考えられる。

同音字注は日本人が付すことのできる音注である。改編本が同音字注を増加させることは、和訓の増補と同様に、編者による「辞書を日本化する創意工夫」の一つであったと考えられる。しかしながら、中世以降は仮名音注を付すことが主流になるため、反切注だけでなく、同音字注を付そうとする辞書は『倭名類聚抄』、『類聚名義抄』に代表される短期間の限られた辞書のみであることを述べる。

本論文の結論を以下に述べる。

辞書祖本の様相を推定する点に関しては、各辞書について以下のように結論づけられる。

『新撰字鏡』は、仮名の検討から考えれば、「天治本→抄録本」（抄録本より天治本が古態を残す）であり、その天治本も「巻四～八、十（B群）→巻二、十二（A群）」（巻二、十二より巻四～八、十が古態を残す）と考えられる（第一部第二章）。

改編本『類聚名義抄』は、和音注の検討から考えれば、「高山寺本→蓮成院本→観智院本」（高山寺本が古態を残し、蓮成院本、観智院本の順で新しい様相を示す）であり、高山寺本が改編本共通祖本の様相に近いと考えられる（第二部第一章）。また、改編本共通祖本は一人の編者によって編纂されたと考えられ、特に「人部、行部、口部、目部」周辺の部首に編纂初期の古態が残ると考えられることを明らかにした（第二部第二章）。

次に、辞書編者が編纂に際して行った創意工夫を明らかにする点に関しては、各辞書について以下のように結論づけられる。

『新撰字鏡』は、編者による仮名の用字に「漢文注と和訓注を弁別する工夫」がなされていると考えられる（第一部第一章）。

『類聚名義抄』は、呉音注（和音注）に「呉」「和」などの表示を付す。『類聚名義抄』における呉音注と和音注の表示に「漢音注と呉音注（和音注）を弁別する工夫」がなされていると考えられる（第二部第一章）。

さらに、原撰本『類聚名義抄』は、「反切注と同音字注のそれぞれの長所に基づいて漢音注を表す工夫」がなされていると考えられ、改編本『類聚名義抄』は、「反切注よりも同音字注を優先させ、辞書を日本化する工夫」がなされていると考えられることを明らかにした（第二部第三章）。

本論文は、『新撰字鏡』と『類聚名義抄』の諸本系統を推定したところに、大きな意義があると考えられる。それとともに、辞書編者が編纂に際して行った創意工夫の一端を明らかにすることができた。今後の展望としては、当時の日本人（辞書編者）の字音と和訓に対する考え方を明らかにすることが挙げられる。そのためには、平安時代の字書だけでなく、『倭名類聚抄』や訓点資料などの多くの資料を用いて、更なる研究を進めなければならないと考えられる。